

報告第7号

令和3年度豊川市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越しについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定に
基づき、令和3年度豊川市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越しをしたの
で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において
準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

豊川市長 竹本幸夫

令和3年度豊川市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	事業完了(予定)	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	説明	
					支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源						
										国庫支出金	県支出金	地方債	その他			
2	総務費	1 総務管理費	シテイセールス推 進事業費	令和4年5月	2,501,400	187,605	2,313,795	0	2,313,795	0	0	0	0	0	2,313,795	成果物の製造工場が中国にあり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中国での物流機能が停止したことにより、年度内の納品が不可能となったため。
8	土木費	5 都市計画費	赤塚山公園管理運 営費	令和4年9月	5,720,000	0	5,720,000	0	5,720,000	0	0	0	0	0	5,720,000	赤塚山公園取水設備の制御盤を更新するにあたり、新型コロナウイルスによる部品供給制約の影響により、年度内の事業完了が困難となったため。
合 計					8,221,400	187,605	8,033,795	0	8,033,795	0	0	0	0	0	8,033,795	